

## 環境省 2008 年度概算要求 土壌汚染対策に前年比 19%増



環境省の来年度予算概算要求のうち、土壌汚染防止対策推進関連予算として前年比 19.4%増の 12 億 3,445 万円を計上しています。

主な新規項目として以下の 4 点をあげています。

1) 土地利用用途に応じた土壌汚染対策推進費:7,000 万円要求

用途によって人への影響が異なることを考慮し、全国一律基準から土地の利用用途別基準の検討が必要だとしています。欧米で先行して実施されている用途別の土壌汚染対策の推進を図る方針です。

そのために、現場の状況に応じたリスクアセスメントの実施、用途別の対策の普及促進に向けた啓発事業などを実施するとしています。

いずれも来年度から 2010 年度までの 3 年間で実施する方針です。

2) 土壌汚染の未然防止等対策の促進に関する調査:3,000 万円要求

来年度から、操業中の工場等でも実施可能な未然防止対策、土壌汚染対策について、業種や特定有害物質の使用形態等を踏まえて検証するとしています。

そして、2010 年度を目途に土壌汚染未然防止等対策マニュアルを策定する方針です。

3) 硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査:3,500 万円要求

地下水の環境基準値の超過率が高い硝酸性窒素問題に起因し、来年度から 2012 年度までの 5 年間で「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」などを含めて見直しを行う予定です。

最新の地下水汚染対策技術に関する情報収集、自然的原因による地下水汚染の調査、判断、管理方法の手法を示す方針です。

4) 新たな地下水の総合的管理制度検討調査:1,000 万円要求

首都圏などで問題になっている地下水位の上昇による建物の浮上や、ヒートアイランド対策として、適正な地下水利用のあり方や地下水の総合管理に関する新たな制度の枠組みをまとめる方針です。

資料 2007 年 9 月 5 日付 環境新聞

土壌環境箇所 坂田旭子